

児童ポルノ禁止法改定案についての声明

平成 25 年 6 月 13 日

公益社団法人 日本文藝家協会
理事長 篠 弘

先に成立したいわゆる『児童ポルノ禁止法』は、国際世論のアピール、とくに発展途上国の子供たちの深刻な人権被害を救うための呼びかけに呼応したもので、当協会も、児童の人権保護と性的虐待防止に対するその理念と実効性を支持するものです。児童への性的暴力をなくしていくことは社会全体が対応すべき、きわめて重大な課題であることは論を待ちません。

しかし今回提出された改定案には、本来の趣旨であった、第一条の「児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害する」行為への処罰と児童の人権の擁護、という目的から逸脱していると思われる文言が見られます。また現行の『児童ポルノ禁止法』には当初から、児童ポルノとは何かという定義が曖昧だという指摘があり、恣意的な解釈で運用される欠陥を有していると考えられます。

その意味で今回の改定のひとつ、「単純所持禁止」の新設には疑義を感じます。そもそも定義が不明確なものを所持してただけで処罰の対象になる、という論理は到底納得できるものではありません。

また、単純所持禁止の条文が設定されると、「法の不遡及」が適用されず、過去に発売された作品についても規制が及ぶこととなります。さらに、この改定案 附則には、「児童ポルノに類する漫画など」と児童の権利被害の関連性を調査研究して、施行後 3 年をめどに「必要な措置が講ぜられる」とあります。これは、被害者の存在しないフィクションの創作物にも規制を考えていく、と解釈できるもので、本来、実在しない児童が登場人物である漫画、アニメに対してどのような「必要な措置」を講じるというのか不確定です。もちろん、児童を性的対象とする風潮は許されるものではなく、それを助長する創作物への対策の必要性を十分認識するものです。しかしながら、これは表現の自由に関わるものです。文芸作品は映画やドラマ、漫画、アニメなどほかの創作物の原作になる、という一例をとっても当協会として看過できません。もしこのまま法制化されれば、創作の自由が侵される可能性が考えられます。

文芸家、著作者、アーティストは、たんに娯楽の提供だけではなく、およそ人間が抱える葛藤や矛盾、すぐには答えの出ない困難や命題に対して有用なものを供給するものです。小説に、映画に、アニメに、舞台に、絵や写真のなかに、あらゆる感情と知恵と歴史と美醜、清濁の素材と可能性を発見できるからです。著作権者、創作者の表現の自由が制限され、文化の使命や機能が損なわれることを危惧いたします。

当協会は、以上のように考えており、この改定案に対して慎重な配慮を強く要望するものです。

公益社団法人 日本文藝家協会

〒102-8559 東京都千代田区紀尾井町 3-23 文藝春秋ビル新館 5F

TEL 03-3265-9657 FAX 03-5213-5672

Mail bungeika@dd.iij4u.or.jp

HP <http://www.bungeika.or.jp>